

令和7年度地域医療介護総合確保基金（医療）事業の実施要望について

1 地域医療介護総合確保基金の適正執行について

地域医療介護総合確保基金は、消費税という国民の直接的な負担を財源とする制度であることを念頭においていただき、本基金の適切な執行に努めていただくようお願いします。

2 事業要望の報告方法

(1) 報告様式等について

- 令和7年度実施の要望事業について、別紙様式に所要事項を入力の上、報告してください。
- 集計作業の効率化を図るため、報告は様式のエクセルファイルを以下のメールアドレス宛にメールで提出くださいますようお願いいたします。
- また、見積書等の積算根拠となる資料があれば、PDFファイルにより併せて提出してください。（資料が大量の場合は郵送をお願いします。）

※別紙様式のエクセルファイルは、以下のホームページから入手できますので、ダウンロードして御使用ください。（インターネット環境がない場合等でエクセルファイルによる提出が難しい場合は、4の問合せ先まで御連絡ください。）

<要望照会等のお知らせのホームページのアドレス>

<http://www.pref.tottori.lg.jp/253267.htm>

<要望事業の報告ファイルの提出用のメールアドレス>

iryouseisakutantou@pref.tottori.lg.jp

(2) 報告期限

令和7年2月28日（金）（必着）

※令和7年度の事業実施意向がある場合は、必ず期限内に報告してください。

※期限内に報告がない場合、令和7年度の補助金交付申請は受け付けませんので御承知ください。

3 事業要望の留意事項

(1) 要望の対象事業

- 別紙「令和7年度地域医療総合確保基金（医療）事業メニュー」（以下「事業メニュー」という。）に掲載された事業の中から要望してください。

※令和7年度の事業メニューは、令和6年度の事業メニューを基に、鳥取県医療審議会、鳥取県地域医療対策協議会における審議を経て作成したものです。

※事業番号1⑦⑧「病床の機能分化・連携推進基盤整備事業」を要望される場合は、国に対して報告する必要がありますので、報告様式中の「要望事業の内容」欄に整備実施予定の記載をお願いします。（病床数は、「病床機能報告」の数字を記載してください。）

- 事業メニューに非掲載の事業（新規事業）についても要望いただくことが可能ですが、採択の可否については、県の審査のほか、国が最終的な審査を行うため、要望にお応えできない場合がありますので、御了承ください。
- なお、新規事業の審査にあたっては、次の点を考慮することとします。

【新規事業の審査で配慮する事項】

- ① 県全体で取り組むべき事業や、公益性が高いが採算性が低く、診療報酬ではまかなえない事業等に対しては全額基金での対応を検討するが、事業効果の地域が限定される事業や、個々の医療機関の運営・整備に係る事業、診療報酬で一定の採算性が見込まれる事業等には、応分の事業者負担を求めるものであること。(※国からは、特に、特定の事業者の資産の形成につながる事業については必ず事業者負担を求めることを徹底するよう求められています。)
- ② 次の事業は、基金事業として採択することが望ましくないものと考えられること。
 - ・ 病床の機能の分化及び連携の推進、居宅等における医療提供の推進、医療従事者の確保との関連が無いもの、明確でないもの
 - ・ 診療報酬で対応可能なもの
 - ・ 既に取り組まれている事業や他の財源が活用できる事業で、基金で取り組む必要性が低いもの
 - ・ 個々の医療機関等の事情によるもの

(2) 事業実施の優先順位

- 事業をA事業、B事業に分類した上で、事業の必要度の高いA事業を優先的に実施し、B事業は、国からの基金配分額がA事業の額を超えた場合に限り実施します。

[A事業] 県において年度当初予算措置を行い、国からの基金配分額にかかわらず、実施する可能性が高い事業（年度当初から実施可能）

[B事業] 国からの基金の配分が十分にあった場合に限り、採択の可否を審査のうえ、県の補正予算措置を行う事業（令和7年9月補正予算で対応予定）

- 国からの令和7年度の基金配分額がA事業の額に満たない場合、B事業の要望事業は不採択となります。(新規事業については原則としてB事業と同様の取扱いとなります。)

(3) その他

- 今後の国の動向（令和7年度の国からの基金の配分状況等）によっては、以下の可能性がありますので、御了承ください。
 - ・ A事業であっても必ずしも要望どおりの事業採択とはならないこと。
 - ・ 地域医療介護総合確保基金制度（医療）の内容が変更されること。
- 県財政当局の予算査定等によっては、別紙の事業区分、補助対象経費、補助率の変更の可能性がありますので、御了承ください。

【参考】令和7年度基金事業のスケジュール

※あくまで見込であり、このとおりに進むものではありません。

令和7年1月下旬～ 令和7年度の基金事業（医療）の事業者への要望照会・とりまとめ

令和7年3月～ 事業者からの要望結果を地域医療対策協議会、医療審議会で審議
事業者からの要望を盛り込んだ調査票を厚生労働省へ提出

4月～ 年度当初から実施する事業（A事業）の補助金交付手続き
（4月頃に交付申請依頼通知を发出）
厚生労働省のヒアリング

9月～ 国からの配分額の内示

11月 事業採択決定、補助金交付手続き開始（年度当初交付決定分を除く。）

4 問合せ先

事業番号	事業名	担当者	連絡先		
－	要望照会全体（個別事業除く）に関すること				
1①②③	医療情報ネットワーク整備事業	小林	0857-26-7182		
1④	精神科医療機関機能分化推進事業				
1⑤	地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業				
1⑥	急性期医療充実施設備整備事業				
1⑦⑧	病床の機能分化・連携推進基盤整備事業				
1⑨	単独支援給付金支給事業				
1⑩	統合支援給付金支給事業				
1⑪	債務整理支援給付金支給事業				
2①	在宅医療連携拠点事業			水口	0857-26-7173
2②	在宅医療推進のための看護師育成支援事業			神谷	0857-26-7204
2③	訪問看護ステーションサテライト設置事業			小林	0857-26-7182
2④	在宅医療普及啓発事業	水口	0857-26-7173		
2⑤	医療介護連携のための多職種連携等研修事業				
2⑥⑦⑧	訪問看護師確保支援事業	神谷	0857-26-7204		
2⑨	訪問看護ステーション機能強化推進事業	谷口	0857-26-7190		
2⑩	職場環境改善による訪問看護職員定着促進事業				
2⑪	在宅医療推進事業	小林	0857-26-7182		
2⑫	在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業	水口	0857-26-7173		
2⑬	訪問歯科衛生士養成支援事業				
2⑭	在宅歯科診療設備整備事業	小林	0857-26-7182		
2⑮	看護職員安全確保対策推進事業	谷口	0857-26-7190		
2⑯	中山間地域の訪問看護体制確保支援事業	神谷	0857-26-7204		
2⑰	訪問看護の複数名訪問支援事業				
3①	産科医等確保支援事業	水口	0857-26-7173		
3②	助産師待機手当支援事業				
3③	救急勤務医支援事業				
3④	新生児医療担当医確保支援事業				
3⑤	女性医師就業環境整備事業	西本	0857-26-7195		
3⑥	歯科衛生士復職支援事業	水口	0857-26-7173		
3⑦	新人看護職員研修事業	足立	0857-26-7204		
3⑧	助産師資質向上支援事業				
3⑨	認定看護師及び認定看護管理者養成研修受講補助事業				
3⑩	看護師の特定行為研修受講補助事業	谷口	0857-26-7190		
3⑪	看護師の特定行為研修推進事業				
3⑫	中山間地域の病院看護師確保事業				
3⑬	看護師等養成所運営事業	濱口	0857-26-7190		
3⑭	看護教育教材整備事業	足立	0857-26-7204		
3⑮	看護師等養成所施設・設備整備事業	濱口	0857-26-7190		
3⑯	看護師宿舎施設整備事業				
3⑰	看護教員養成支援事業	足立	0857-26-7204		
3⑱	看護職員実習指導者養成支援事業				
3⑲	歯科技工士養成所施設・設備等整備事業	濱口	0857-26-7190		
3⑳	周産期医療に係わる専門的スタッフの養成事業	水口	0857-26-7173		
3㉑	医師等環境改善事業				
3㉒	病院内保育所運営事業	足立	0857-26-7204		
3㉓	病院内保育所施設整備事業	濱崎	0857-26-7195		
3㉔	共同利用型保育施設運営事業				

3⑳	共同利用型保育施設・設備整備事業		
3㉑	小児救急医療支援事業	水口	0857-26-7173
3㉒	地域医療連携研修会開催支援事業		
3㉓	鳥取大学医学部附属病院腎センター支援事業	小林	0857-26-7182
3㉔	ロボット支援手術推進事業		
3㉕	中山間地域におけるオンライン診療推進事業		
3㉖	中山間地域における地域の医療維持支援事業	西本	0857-26-7195
3㉗	特定技能制度を活用した看護補助者確保事業	小林	0857-26-7182
4①	勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備支援事業	西本	0857-26-7195
4②	大学病院に対する勤務環境改善支援(地域医療勤務環境改善体制整備特別事業)		